

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	46 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	23 件

神奈川県国民年金 事案 3964

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年3月まで

私の父親は、私が20歳になったときに、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、父親が納付書により金融機関で一括して納付した。私は、当時、父親から、「国民年金に加入した。」と言われたことを記憶しており、申立期間が未加入で、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに、その父親が市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その父親は、申立人が20歳になる少し前に、市から国民年金の加入届出通知が届いたため、申立人が20歳になってから、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったこと、及び申立期間の保険料を一括して納付したことを具体的かつ鮮明に記憶しており、当時の制度と合致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間について、申立人の父親が納付したとする国民年金保険料額は、当時、実際に納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、当該金融機関は、申立期間当時開設されており、納付書により保険料を納付することは可能であった上、申立期間は1回、かつ6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から52年3月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った当時、金融機関で、国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、時期は憶^{おぼ}えていないが、区役所で国民年金の加入手続を行い、その当時、金融機関で国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和53年1月ごろと推認でき、その時点では、申立期間のうち、50年10月から52年3月までの期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である上、納付したとする金額も、当該期間及び納付済みとされている同年4月から同年12月までの保険料をさかのぼってまとめて納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立人がさかのぼってまとめて納付したのは、この期間の保険料であったと考えるのが合理的である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和52年4月から60歳に到達するまでの国民年金保険料をおおむね納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和46年4月から50年9月までの期間につい

ては、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される 53 年 1 月の時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であること、及び納付したとする金額も、仮に当該期間の保険料をまとめて納付したとして計算した場合の保険料額と大きくかい離していることなどから、申立人が当該期間の保険料も含めてまとめて納付したものとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年3月まで

私は、時期や場所は憶えていないが、母親から勧められて夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行った。国民年金保険料については、経営していたA店に来ていた集金人に納付していた。申立期間については、私の夫が市役所でさかのぼって保険料を一括して納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和40年4月から43年3月までの期間について、申立人は、その夫が当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずであると主張しているところ、申立人の国民年金被保険者台帳の摘要欄には、第2回特例納付が行われたことがうかがわれる押印が確認できる上、申立人は当該期間は強制加入期間であることから、特例納付により保険料を納付することは可能であった。

2 一方、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月までの期間について、申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫は既に他界していることから、当該期間について、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金被保険者台帳には特例納付により当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる形跡が確認できない上、一緒に保険料を納付したとするその夫の国民年金被保険者台帳にも同様の形跡は確認できず、同期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和38年4月から40年3月まで

の期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月までの期間、45 年 7 月から同年 12 月までの期間、47 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月まで
② 昭和 45 年 7 月から同年 12 月まで
③ 昭和 47 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 38 年 3 月に勤務先を退職した後、同年 4 月に区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、当初は 1 か月につき 100 円、結婚後は 1 か月につき 450 円を集金人に納付していた。私は、転居するたびに国民年金の住所変更手続を行い、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域では、集金人制度が存在していたことが確認できる上、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①について、申立人は、^{けが}怪我が原因で勤務先を退職する際に事務担当者から、厚生年金保険から国民年金への切替手続の説明を受け、退職後に実家で療養中に市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を発行されたと主張しているところ、申立人の国民年金への加入動機は明確である上、加入手続についての記憶は具体的かつ鮮明であるとともに、発行を受けたとする同年金手帳の様式は、申立期間当時、実際に発行されていたものであることから、申立人の主張は信憑性^{びよう}が認められる。

さらに、申立期間②及び③について、オンライン記録によると、当初、申立期間②及び③に近接する昭和 41 年 9 月から 42 年 3 月までの期間、同年 7 月から 43 年 3 月までの期間及び 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料は未納、45 年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料は納付済みとされていたが、平成 21 年に申立人の国民年金被保険者名簿により、未納であった期間は納付済みに、納付済みであった期間は未納に、それぞれ記録訂正されていることが確認できることから、申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については、長年にわたり国民年金保険料が納付済みとなっていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は合わせて 19 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの期間、平成元年 9 月から同年 12 月までの期間及び 2 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 平成元年 9 月から同年 12 月まで
③ 平成 2 年 7 月

私は、昭和 55 年 12 月に、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①当時は失業中であったが、雇用保険の失業給付により金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、毎月 8,000 円ぐらいの保険料を、勤務先近くの郵便局で納付していた。申立期間③については、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った際に、その場で 8,000 円ぐらいの保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、失業中だったため国民年金保険料の負担は重かったが、雇用保険の失業給付により何とか保険料を納付したと述べているところ、会社を退職した直後から申立期間直前の保険料は納付済みとなっている上、申立期間直後の昭和 57 年 4 月から同年 7 月までの申請免除期間について、申立人は、免除の申請を行った際に、今後は保険料の負担がなくなり安心したことを鮮明に記憶していることから、申立人は免除の申請を行った直前の時期まで保険料を納付していたものと推認できる。

また、申立期間②について、申立人が納付したとしている国民年金保険料月額額は、実際に納付した場合の金額と一致している上、申立人が保険料を納付したとする郵便局は、申立人が当時勤務していたとする会社の近くに実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容には信憑

性が認められる。

さらに、申立期間③について、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を市役所の窓口で行い、その場で1か月分の国民年金保険料を納付したことを鮮明に記憶していることがうかがわれる上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間③当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納はなく、申立期間①、②及び③は、それぞれ12か月、4か月及び1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年6月から13年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月から13年2月まで

私は、催告状が何度も届いていたことから、平成13年12月ごろに、社会保険事務所（当時）で申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付した。

申立期間の妻の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、催告状が何度も届いていたことから、平成13年12月ごろに、社会保険事務所で申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているところ、その妻の申立期間の保険料は同年同月に納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が、9か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付した際に、多額の現金を持参し数万円が手元に残ったと述べるなど、保険料の納付当時の記憶が鮮明である上、納付したとする金額も申立期間の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料は、平成13年11月に現金支給された給料から納付したと述べているところ、申立人から提出された預金通帳の写しには、その前後の月の給料の入金記録の記載はあるものの、同年同月の給料の入金記録の記載は無い上、その当時の預金残高からみて、申立人が、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付するだけの資力を

有していたことも確認できる。

加えて、申立人の妻は、平成 13 年 12 月ごろ、申立人から申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたことを聞いた旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から同年12月まで
② 昭和41年4月から49年3月まで

私は、昭和37年2月に結婚式を挙げ、市役所で住民登録を行った上に国民年金に加入し、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていること、また、一緒に納付していた夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和41年4月から42年1月までの期間について、申立人の夫は、55年6月に41年4月から42年11月までの国民年金保険料を、第3回特例納付により納付していることが確認できる。その夫は、受給資格期間を満たすために必要な月数を考慮し、41年4月から42年11月までの国民年金保険料をさかのぼって特例納付をしたと考えられるが、その夫と一緒に保険料を納付してきたとする申立人も、その当時、10か月分の保険料を特例納付し、60歳到達時まで保険料を納付し続けることで年金の受給資格を満たすことから、受給資格期間を満たすために必要な月数を考慮し、41年4月から42年1月までの保険料をさかのぼって特例納付をしたと考えても不自然さはない。

2 一方、申立期間①について、申立人にはこれまで二つの国民年金手帳記号番号が払い出されているが、先に払い出された手帳記号番号の前の番号

の任意加入者の資格取得日からみて、申立人が最初に国民年金の加入手続を行った時期は、昭和 38 年 1 月以降であると推認され、申立人の当時の国民年金被保険者名簿にも、資格取得日が 38 年 1 月 1 日と記入されていることから、それより前は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができないため、現に納付済みとされている同年同月から納付を開始したと考えるのが自然である。

また、申立期間②のうち、昭和 42 年 2 月から 49 年 3 月までの期間について、上記のとおり、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮し、41 年 4 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料をさかのぼって特例納付したと考えるとそれ以外の期間である申立期間②のうち、42 年 2 月から 49 年 3 月までの期間は保険料を納付していたとは考えられず、申立人が一緒に納付したとするその夫についても、申立人と同様に申立期間の大半の保険料が未納となっている。

さらに、申立期間①及び②のうち、昭和 42 年 2 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち昭和 41 年 4 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 45 年*月ごろに、私の父親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。48 年 5 月の結婚後の国民年金保険料については、夫が金融機関で納付していたが、58 年夏ごろからは、61 年 4 月に第 3 号被保険者に種別変更するまで、私が自治会の集金人に納付していた。58 年 9 月に国民年金の資格喪失の手続を行った記憶が無いにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、毎月自治会の集金人に納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人制度が存在していたことが確認できる上、申立人が納付していたとする保険料額は、当時の金額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和 58 年 9 月に国民年金の資格喪失手続を行った記憶は無いと主張しているところ、申立期間を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が任意加入の資格を喪失させる理由が見当たらない上、その夫も申立人が国民年金の資格を途中で喪失したと聞いたことは無い旨証言している。

さらに、申立人の特殊台帳には、戸籍の附票に記載されている住所とは一致しない住所記録が記載されており、申立人も当該住所地に居住したことはないと述べている上、申立人が所持する領収証の一部には申立人の名前が誤って記載されていることから、当時の行政側の記録管理に不手際が認められ

る。

加えて、申立人は、20 歳になった昭和 45 年*月に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間に未納は無い上、55 年 8 月からは任意加入するとともに口座振替により国民年金保険料を納付する期間もあるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から7年3月まで

私は、平成7年7月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、積立預金を満期解約して平成7年度の国民年金保険料を前納した。申立期間の保険料は、納付書をその場で作成してもらい、父親から借りた15万円ぐらいと自分の手持ちの現金4万円を使って納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年7月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った際、平成7年度の国民年金保険料を前納し、申立期間の保険料については、その場で納付書を作成してもらい、過年度納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住する市を管轄する社会保険事務所（当時）では、職員を区役所へ派遣し、過年度保険料の収納業務を行っていたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年7月に払い出されていることが確認できることから、その時点で、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能である上、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間の保険料を実際に過年度納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に不自然さは認められない。

さらに、申立人の父親は、申立期間当時、申立人に15万円ぐらいを貸した旨証言していることから、申立人がその金を使って申立期間の国民年金保険料を納付したのと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、

口座振替及び前納により保険料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ15か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められ、平成 3 年 4 月から同年 6 月までの保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 39 年 1 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月まで
③ 平成元年 5 月から 3 年 3 月まで
④ 平成 3 年 4 月から同年 6 月まで

私が社会保険事務所（当時）に、ねんきん特別便の相談に行ったとき、申立期間①当時の夫の記録について、「厚生年金保険料と国民年金保険料を重複して納付している。」と教えてもらった。そのことから、当時、私も厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、夫婦二人分の保険料を区役所で納付していたと思う。

申立期間②について、昭和 53 年ごろ、夫の自営業の経営が厳しくなり、国民年金保険料が納付できなくなった。区役所で相談し、免除の申請手続きを行い、その後、当時、同居していた義姉と私達夫婦の 3 人分の保険料の免除を承認するはがきを受け取った記憶がある。

申立期間③及び④について、私が 60 歳になったころ「60 歳を過ぎると国民年金第 3 号被保険者でなくなるので、その前に区役所に相談してください。年金の納付月数が足りなくなる。」と年金相談所で忠告を受け、区役所で任意加入の手続きを行うと同時に、将来受給する年金額を少しでも増額したいと思い、付加保険料も納付する旨の申出も行った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和 53 年ごろ、国民年金保険料が納付

できなくなり、自身が区役所で免除の申請手続きを行い、当時、同居していた義姉と夫婦の3人分の保険料の免除を承認するはがきを受け取ったとする申立人の主張については、一緒に免除の申請手続きを行ったとする義姉は、申立期間②の保険料を免除されており、申立内容と一致する。

また、申立人の義姉の特殊台帳には、申立人と同じ住所が記載されており、夫婦と同じ生活状況下にありながら、その義姉のみ免除が承認されるのは不自然であり、申立人の免除も承認されていたと考えても特段不合理な点は見受けられない。

さらに、申立人及びその夫の特殊台帳には、昭和57年度及び58年度の国民年金保険料が申請により免除された期間となっているが、その夫は、当該年度当時、厚生年金保険に加入しており、そのことを申立人及びその夫は認識していたことから、保険料の免除の申請手続きを行うのは不自然である上、免除が取り消された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間④について、将来、受給する年金額を少しでも増やすことを望んでいたと述べている申立人が、現に平成3年7月から付加保険料も併せて国民年金保険料を納付していることから、同年4月に国民年金の任意加入手続きを行うと同時に年金額を増額するために、付加保険料も納付する旨の申出を行ったと考えても特段不合理な点は見受けられない。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続きを行ったのは、厚生年金保険喪失直後の昭和39年2月ごろと推認され、国民年金保険料を納付するとすれば、同年同月以降の分になるが、その喪失直後に加入手続きを行っていながら、厚生年金保険に加入していた期間分の保険料をさかのぼって重複納付するのは不自然である。

また、申立人は、昭和29年以降同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

さらに、申立期間③について、申立人は、自身が60歳到達時に国民年金の任意加入手続きを行ったと主張しているが、オンライン記録により、申立人が当該手続きを行ったのは、平成3年4月9日と確認でき、この時点で当該手続きを行い、65歳到達時まで国民年金保険料を納付し続けることで、年金の受給資格期間を満たすことから、その期間を満たすために必要な納付月数を考慮し、任意加入を勧められたと考えるのが自然である。なお、60歳以降任意加入した場合、その手続きより前までの保険料及び付加保険料をさかのぼって納付することはできない。

加えて、申立人が、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から57年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められ、平成3年4月から同年6月までの保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年9月まで
20歳のころ、私が、区役所で国民年金の加入手続を行った。

その後、私が就職するまでの間、私が、父親から、両親と私の3人分の国民年金保険料に相当する額の現金を受け、定期的に、区役所で、3人分の保険料を納付していた。

私の年金手帳には、国民年金の被保険者資格喪失日は昭和56年10月の日付が書かれているにもかかわらず、ねんきん特別便の回答票の資格喪失日は、同年4月の日付になっている。

国民年金に加入してから就職するまでの間は、私が、両親の分と一緒に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の被保険者資格喪失日につき、自ら所持する年金手帳には、昭和56年10月11日の日付が書かれているにもかかわらず、ねんきん特別便の回答票には、同年4月1日の日付が記載されていることに疑問を持っている。確かに、オンライン記録では、申立期間は当初、国民年金に加入していた期間とされていたが、61年3月の時点で、国民年金の被保険者資格喪失時期が、56年10月から同年4月に訂正されたことにより、申立期間が未加入期間となったことが確認できる。しかし、申立人は、申立期間当時、婚姻前であり、学生でも無く、国民年金の被保険者資格を喪失させる必要性が無いことに加え、申立期間の始期である同年同月の時点において、申立人の国民年金の被保険者資格が喪失される特段の理由も無いため、

申立人の被保険者資格喪失日が訂正され、申立期間が未加入期間とされたのは不自然である。

また、オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料は、当初、納付済みとされていたが、申立人の国民年金の被保険者資格喪失日が訂正されたことにより、昭和 61 年 11 月に、申立期間の保険料についての還付決議がなされ、62 年 1 月に申立人の金融機関の口座に還付金として振り込まれていることが確認できる。その還付理由は「厚生年金等加入」とされているものの、申立人が、申立期間当時、厚生年金保険その他被用者年金制度に加入した形跡は見当たらないため、当該事由に基づく申立期間の保険料の還付について、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から同年8月まで

私は、昭和48年6月に会社を辞めた後、実家に帰郷し、同年同月、父親が役場の出張所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その後、申立期間の国民年金保険料は、父母が自治会の集金人に、父母の保険料と一緒に納付してくれていた。

私は、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年6月に、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その父親又は母親が、国民年金保険料を納付してくれたと主張しており、申立てのとおり申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿から同年7月に払い出されていることが確認できる。申立期間当時居住していた市の払出簿には、後に誤適用として取り消された旨の記載が残されているものの、53年5月に再交付された年金手帳には、取り消された跡が見られる48年7月に払い出された申立人の手帳記号番号が記載されていることから、少なくとも申立人の年金手帳が再交付された53年5月の時点までは、48年7月に払い出された手帳記号番号は有効であったことが推認できることに加え、申立人の所有する同年6月に交付された国民年金手帳においても、同年同月に国民年金被保険者資格を取得し、同年9月に申出を行いその資格を喪失している事実が確認できる。

これらのことから、申立期間当時、申立人の国民年金の加入手続がなされていたと考えられ、その手続を行っていないながら、加入当初から一度も国民年金保険料を納付せず、資格喪失手続を行っているとは考えにくい。

また、上記のとおり、申立人の所持する国民年金手帳から、国民年金被保険者の資格取得の記載が確認できるにもかかわらず、オンライン記録では、同手帳に記載された被保険者資格が記録されておらず、未加入期間とされていることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号は、同一市内で二度払い出されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとするその母親は、申立期間の保険料が納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月から同年3月まで
② 平成8年6月から9年3月まで

私は、20歳になった平成5年に国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、8年に納付し、申立期間②の保険料については、9年2月又は同年3月に、区役所窓口で未納期間の保険料額を教えてもらい、20万円ぐらいの現金を使ってその場で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成8年に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立期間①直後の同年4月及び同年5月の保険料は同年8月に納付されていることが確認でき、同年4月以降の保険料額より安価な申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間①前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間①は3か月と短期間である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、区役所の窓口で未納期間の国民年金保険料額を教えてもらい、20万円ぐらいを納付したと主張しているが、申立人が納付したとする金額は、実際に申立期間②の保険料を納付した場合の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付した際に、窓口で領収書の発行を求めたが、もらえなかったと述べており、その主張は、当時の制度上の取扱いと一致しない。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 1 月までの期間及び 53 年 12 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 4 月に会社を退職した際、会社の友達に勧められて区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、毎月 5,000 円ぐらいを、区役所の窓口で納付書によりきちんと納付していた。申立期間のうち、53 年 2 月から同年 11 月までは厚生年金保険に加入していたが、そのことに気付かず保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月に国民年金に加入したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳は 54 年 5 月 18 日に任意加入した際に発行されたものであり、初めて被保険者となった日が当該日付で記載されていたが、申立人が平成元年 3 月に転居して住所変更手続を行った際に、同手帳の当初の記載が 52 年 4 月 1 日強制加入と訂正されている上、住所についても、54 年の住所から 52 年に居住していた住所へ変更されていることが確認できることから、申立人は同年 4 月に加入していた可能性が否定できない。

また、申立人は申立期間のうち、昭和 53 年 2 月から同年 11 月までの厚生年金保険加入期間も国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当該厚生年金保険の記録は、平成 18 年 11 月に統合されたことが確認できることから、当該期間についても国民年金の納付書が発行されていた可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、納付書方式を採

用していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない上、申立期間は1回、かつ24か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和53年2月から同年11月までの期間については厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から同年8月まで

私は、転居してしばらくした昭和38年ごろ、自宅に来た集金人に国民年金の加入を勧められて、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際、集金人から「年度の初めである4月までさかのぼって国民年金保険料を納付した方が良いですよ。」と勧められたことから当該保険料をまとめて納付したことを憶えている。申立期間が未加入で、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年ごろに自宅に来た集金人に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、転居してしばらくした昭和38年ごろに自宅に来た集金人に勧められて国民年金に加入した際、同集金人から、年度の初めである同年4月までさかのぼって国民年金保険料を納付するように勧められたことから当該期間の保険料を納付したこと、及び当該期間について申立人の夫は厚生年金保険の加入期間であったため、夫の保険料は納付できないと言われたことを具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時、実際に納付した場合の金額と一致していることから、申立人の主張には信憑性がある。

さらに、申立期間は1回、かつ5か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付

意識は高かったものと認められ、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと推認できる。

加えて、申立期間は任意加入の期間であり、申立人が加入手続を行ったとする時点では、制度上、国民年金保険料をさかのぼって納付することができず、本来、納付された保険料は還付措置が取られるべきではあるが、申立人が保険料を納付してから既に 40 年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、国民年金保険料を納付できないことを理由に、申立期間について、納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私が大学生であった20歳の時に、私の母親が私たち姉妹の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、自宅に送られてきた納付書により、母親が姉妹二人分の保険料を一緒に金融機関で納付したはずである。申立期間について、双子の姉の保険料が納付済みで私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったところに、その母親が双子の姉妹の国民年金加入手続を一緒に行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その姉の国民年金手帳記号番号は、20歳到達直後の平成3年*月に払い出されていることが確認できる上、申立期間の保険料は納付済みであることから、母親が同時期に申立人のみ国民年金の加入手続を行わず、保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、姉妹の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母親は、「二人（姉妹）は、双子ですから、何でも同じ様にしており、一人分だけ保険料を納付しないということはありません。」と証言している。

さらに、申立人の姉は、「私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、すべて母親が行っており、当時、私と妹（申立人）は同じ学生であり、双子である妹の保険料だけ納付しないはずはない。」と証言している。

加えて、申立期間当時、姉妹は、共に学生で両親と同居しており、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親及び父親の仕事に変更はな

く、申立人の国民年金保険料を納付するための資力は十分にあったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私の母親は、平成3年4月に私と妹の国民年金の加入手続を一緒に行った。当時、私は大学院生であり、国民年金保険料については、当初、母親が私たち兄妹の保険料を一緒に納付しており、申立期間の保険料については、母親から手渡された保険料を私が実家の近辺にある金融機関で納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により実家の近辺にある金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間当時、同金融機関は存在しており、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、兄妹の国民年金の加入手続を行い、二人分の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、「子供たち（申立人及びその妹）の国民年金の加入手続は、私が行いました。保険料については、しばらくの間、私が納付して、その後は、息子（申立人）に保険料を渡して本人が金融機関で納付してきたことを憶^{おぼ}えています。」と証言しており、オンライン記録によると、申立期間直前の納付済期間は、申立人とその妹の納付日が同一であることが確認できることから、その証言と一致する。

さらに、申立期間は、12か月と短期間である上、申立期間について、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、実際に納付した場合の金額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3981

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月及び58年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月及び58年1月

私は、昭和49年5月に会社を退職して独立したのをきっかけに、国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料は、時期はよく憶^{おぼ}えていないが、私が、自分が経営する会社の近くの郵便局で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の2か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の住所変更手続を複数回、適切に行っていることから、保険料の納付意欲及び国民年金制度に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3982

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年3月

私は、昭和52年2月に会社を退社したため、同年3月ごろ、市役所の支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。申立期間の国民年金保険料については、納付場所や金額を思い出せないが、同年4月以降の保険料については、納付書が郵送されると言われたことを記憶しており、申立期間の保険料を納付しなかったはずはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和52年3月ごろに当時居住していた市の市役所支所で国民年金に加入手続きを行った際、申立期間直後の昭和52年度の国民年金保険料について納付書が送られると職員から言われたとする申立人の主張については、同支所では、申立期間当時、国民年金の加入手続きが可能であったこと、及び同市では、同年度の保険料については、納付書が発行されていたことが確認できることから、不自然さは見当たらない。

また、申立人は、申立期間直後の昭和52年4月から厚生年金保険に加入する直前の54年6月までの国民年金保険料をすべて現年度納付していることが確認できることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続き直後である申立期間の保険料についても、納付が可能であったと推認でき、納付が困難であったと考えられる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納はなく、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和24年7月30日から26年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社E支社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を24年7月30日に、資格喪失日に係る記録を26年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円と訂正することが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和26年1月1日から同年5月1日までの期間について、A社B支社の事業主は、申立人が同年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年7月30日から26年5月1日まで

私は、昭和20年12月20日から60年3月31日まで、継続してA社に正社員として勤務していたが、F市にあった同社に勤務していた期間のうち、24年7月30日から26年5月1日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が欠落している。申立期間は、同社の社宅に住んでいた期間であり、この間に長男も誕生している。間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和24年7月30日から26年1月1日までの期間について、A社が保管する申立人に係る社員台帳及びD健康保険組合の適用台帳から判断すると、申立人が継続して同社に勤務し（昭和24年7月30

日に同社B支社から同社C営業所に異動)、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C営業所は、当該期間において、同社E支社として厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は当該期間において、同社E支社の厚生年金保険被保険者であったと考えるのが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和24年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後同資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年7月から25年12月までの保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和26年1月1日から同年5月1日までの期間について、A社が保管する社員台帳から、申立人は当該期間において同社B支社に配属されていることが確認できるところ、同社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、同年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した基礎年金番号に未統合の被保険者記録があることが確認できる。

また、上記の者の被保険者番号は申立人の被保険者番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、A社B支社の事業主は、申立人が昭和26年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和63年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月28日から同年3月21日まで

私は、昭和63年3月21日にA社B事業所から同社本社に転勤したが、厚生年金保険被保険者の記録を確認したところ、同年2月28日に同社B事業所において資格を喪失し、同年3月21日に同社本社において資格を再取得したこととなっている。入社以来継続して勤務しているので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出されたA社の辞令及び同社の人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和63年3月21日に同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和63年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

平成18年7月12日に支給された賞与について、申立人は、23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成18年9月1日から同年12月10日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月12日
② 平成18年9月1日から同年12月10日まで

私は、平成13年4月2日から18年12月10日まで継続してA社にB職として勤務していた。

申立期間①については、平成18年7月12日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたのに、標準賞与額の記録が無いので記録を認めてほしい。

申立期間②については、標準報酬月額が私の預金通帳に記録がある当時の給料の額と相違している。給料の額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①については、

その主張する標準賞与額（23万5,000円）に基づく厚生年金保険料を、申立期間②については、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を、それぞれ、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①については、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っておらず、申立期間②については、誤った標準報酬月額の届出を社会保険事務所に対し行ったと思うと回答していることから、事業主は、賃金台帳で確認できる標準賞与額又は保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立てどおりの標準賞与額及び標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年5月1日から同年9月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年2月は38万円、同年5月から同年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成18年12月20日に支給された賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を27万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年1月10日から19年11月1日まで
② 平成18年12月20日

私は、平成18年1月10日から19年10月31日まで継続してA社にB職として勤務していた。

申立期間①について、平成18年1月から19年10月までの標準報酬月額が、私の当時の給与明細書の給料の額と相違しているので、給料の額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

申立期間②について、平成18年12月20日に賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたのに、標準賞与額の記録が無いので記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成18年2月は38万円、同年5月から同年8月までは30万円とすることが必要である。

申立期間②について、申立人の当該期間の標準賞与額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額から、27万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①については、事業主は、過失により24万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、事業主が保管していた申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書においても、報酬月額が24万円となっていることから、事業主が、24万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っていなかったことを認めていることから、厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成18年1月、同年3月、同年4月、及び同年9月から19年10月までの期間については、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額が、社会保険事務所に届け出された標準報酬月額と同額又は下回っていることから、記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和48年4月1日から平成13年9月30日までA社にD職として継続して勤務していたが、同社C支社から同社本社に異動をした昭和49年9月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録である入退社情報及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年10月1日に同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和49年9月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和49年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事

務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係るA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和42年9月21日）及び資格取得日（同年11月2日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を同年9月は5万6,000円、同年10月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月21日から同年11月2日まで

申立期間当時勤務していたのはA社B工場で、C社（現在は、A社）D工場の新規開設に伴い、応援部隊の一員として所属を異動せず短期に出向する勤務形態にあった期間であり、厚生年金保険の加入記録が欠落することはあり得ないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B工場において昭和42年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年11月2日に同社B工場において同資格を再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社人事本部は、同社B工場から所属を異動せず短期に出向する勤務形態でC社D工場に行っているのであれば、A社B工場で給与が支払われ、社会保険料の控除も行わずであると回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失時及び再取得時の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から昭和42年9月は5万6,000円、同年10月は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は届出に誤りがあった可能性を認めている上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 1 月 21 日まで
② 昭和 46 年 2 月 4 日から 50 年 11 月 13 日まで

私の年金記録を確認したところ、A社及びB社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が脱退手当金の支給記録済みとの記録となっていた。脱退手当金を受け取りに行った記憶は無く、脱退手当金の手続を行った覚えも無いので、記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5年2か月後の昭和56年1月12日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和51年10月に国民年金に任意加入し、申請免除期間を除き、国民年金保険料を現年度で納付している上、強制加入への種別変更などの手続を適切に行っていることなど、年金に対する意識の高さがかがえることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 25 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年 7 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 25 年 4 月から同年 11 月までは 2,000 円、同年 12 月から 26 年 6 月までは 4,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 4 月 1 日から 26 年 7 月 30 日まで

私は、中学校を昭和 25 年 3 月に卒業後、学校の紹介で A 市にある B 社に入社したが、同社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚が申立期間において B 社における厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の旧姓と同姓同名かつ同一生年月日の者の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、昭和 25 年 4 月 1 日から 26 年 7 月 30 日までの期間に係る基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、B 社の事業主は、昭和 25 年 4 月 1 日に申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年 7 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者台帳の記録から、昭和 25 年 4 月から同年 11 月までは 2,000 円、同年 12 月から 26 年 6 月までは 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成11年2月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月31日から同年2月6日まで

A社には平成7年2月13日から11年2月5日まで在籍しており、退職時に厚生年金保険被保険者記録が誤っていることに気付いて、会社に連絡し、担当者からは「訂正した。」と返事をもらった。

しかし、厚生年金保険被保険者記録では、被保険者期間は平成7年2月13日から11年1月31日までとなっているので、同年2月6日まで被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の加入しているB厚生年金基金が保管する加入員番号払出簿によると、申立人の資格喪失日は当初、平成11年1月31日となっていたが、同年4月30日付けで、同年2月6日に訂正されていることが確認できる。

また、B厚生年金基金が保管する脱退一時金給付決定通知書により、上記の訂正に基づいて、申立人に給付する脱退一時金の金額を増額訂正していることが確認できる。

さらに、A社の総務担当者は、「申立期間当時を知る社員から聞き取りを行ったところ、申立人が主張するように、資格喪失日を訂正した経緯があったことが確認できた。当時の総務担当者が社会保険事務所（当時）への届出を怠ったために、厚生年金保険被保険者記録が事実と相違した。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年12月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は平成11年1月31日を資格喪失日として届け出たと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から57年9月まで

私は、昭和56年10月に結婚し、翌年の57年1月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができるという話を聞いたので、申立期間の保険料をまとめて納付書により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年10月に結婚し、翌年の57年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、58年11月ごろであると推認されることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行った際に、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができるという話を聞いたので、申立期間の保険料をまとめて納付書により納付したと主張しているところ、申立期間の保険料をまとめて納付するには、特例納付によるしかないが、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する昭和57年1月及び申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される58年11月の時点では、特例納付は実施されていなかったことから、申立人が申立期間の保険料をまとめて納付したとは考えにくい。

さらに、申立期間直後の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料は、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される同年11月に過年度納付されていることが、申立人の被保険者名簿により確認できる上、現年

度納付されている同年4月から同年12月までの保険料も過年度納付と同時期に納付されたと仮定すると、その保険料額の合計金額は、申立人がまとめて納付したとする金額とほぼ一致していることから、申立人が納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的である。

加えて、口頭意見陳述を実施した結果でも、申立人が、昭和57年1月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとの心証を得ることができなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から59年11月まで

私は、20歳になった翌年の昭和47年4月ごろに、両親に勧められて、国民年金に加入した。加入手続については、私の母親が行ったのか自分で行ったのかは定かではない。加入手続後の国民年金保険料については、母親が納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していなかったとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料については、その母親が納付したと主張しているが、国民年金の加入手続については、母親が行ったのか自分で行ったのかは定かではないとしている上、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする母親は既に他界していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年9月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年12月15日に国民年金に任意加入していることから、その時点では申立期間は未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 59 年 2 月まで

私は、昭和 56 年 3 月に日本人の妻と結婚し、59 年 3 月から日本に居住することとなった。平成 3 年 10 月には日本に帰化した。

私は、昭和 60 年 10 月から 62 年 10 月までの期間に、市役所の職員から「せっかく日本に住んでいるのだから年金をもらえるようにした方がよい。」「日本に来る前の分をさかのぼって払った方がよい。」などと助言され国民年金加入の必要性を意識したと記憶している。私の妻が市役所に相談に行ったところ、「御主人は、まとまった国民年金保険料を納付すればその期間が埋められる。」と説明を受けた。その後、自宅に送られてきた納付書で、妻が私の保険料を納付した。私は妻からその金額が 40 数万円だったと聞いたことを記憶している。

社会保険事務所（当時）や市役所に問い合わせても、「国民年金保険料は 2 年を超えてさかのぼって納付することはできない。」と説明があるだけである。私は、来日する前の分の保険料として 40 数万円を納付したと思っている。そのことについて、もう一度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 10 月から 62 年 10 月までに、市役所の職員から、来日前の国民年金保険料について納付するとよいなどと助言を受けたとしている。その助言を契機とし、国民年金の加入の必要性を意識し、申立人の妻が市役所に相談に行った後、自宅に送付された納付書で 40 数万円を納付した記憶があることから、その 40 数万円は来日する前の分の保険料だったのでないかと主張している。

しかし、来日前である申立期間について、申立人は来日の時期を昭和 59 年

3月としており、申立人の所持する年金手帳に59年3月成田上陸と記載されていることから、申立人は同年2月まで海外に居住していたと推認され、「日本国内に住所を有する者」に該当しないことから、法律上、国民年金の被保険者にはなり得ない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しの状況、申立人の手帳記号番号の直後の番号が付与された被保険者の加入時期等から、申立人が国民年金に加入したのは平成5年になってからと考えられ、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人が主張するように昭和60年から62年までの間に国民年金に加入したと考えることは難しく、前段で述べたとおり、申立人には59年3月より前に国民年金の被保険者になる資格が無い。

さらに、申立人は当時、資力が十分ではない状況で将来のためを考え40数万円を国民年金保険料として納付したと主張しているが、その一方で、その後においては保険料を長期間納付していない事実も確認でき、必ずしも申立人の国民年金への意識や保険料の納付意欲が高かったとは言い難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から55年4月までの期間及び56年12月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月から55年4月まで
② 昭和56年12月から59年3月まで

私は、昭和52年*月に中国から日本に帰国し、59年4月に国民年金の加入手続を行った。その際、帰国した52年*月から59年3月までの国民年金保険料も納付できると聞き、分割で納付できるように複数の納付書を作成してもらった。同年4月以降の国民年金保険料を納付するのと一緒に、過去の分も分割した納付書で毎月、郵便局で納付した。申立期間①及び②の保険料については、平成20年3月時点で未納であったことにより、国が代理納付したとのことであるが、既に私が保険料を納付していたはずなので、当該時点で未納とされていたことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月に国民年金の加入手続を行った当時、52年*月から59年3月までの国民年金保険料を分割して納付できるように納付書を作成してもらい、申立期間①及び②の保険料についても郵便局で毎月納付したと主張している。

しかし、申立人が納付したとする申立期間①及び②の国民年金保険料については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）が平成20年1月1日から段階的に施行されたことによって、申立人のように永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者（以下、「特定中国残留邦人等」という。）にあつては、帰国前の国民年金制度に加入できなかった期間だけではなく、帰国後の期間についても、特例

として保険料を追納できることとされたことに伴い、国は、特定中国残留邦人等に対して、全期間分（申立人については 40 年分）の保険料相当額の一時金を支給することとし、その中から保険料追納分を控除して、その中国残留邦人等に代わって保険料を納付することとされたことから、国が全額を負担する特例追納により納付されたものと推認される。

また、申立人のオンライン記録を見ても、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和 59 年 4 月時点では、申立期間①及び②は、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間に当たり、申立人の国民年金への加入は任意であり、制度上、申立人は同年 3 月以前にさかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することは不可能であった。このため、申立期間①及び②は、平成 20 年 1 月に改正法が施行されるまでは未加入期間とされ、国民年金保険料の納付書が作成されることもなかったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間を含め、日本に帰国した昭和 52 年*月から 59 年 3 月までの国民年金保険料は、複数に分割した納付書により月々納付したと主張している。

しかし、納付書の作成ができない期間は納付の記録が無く、国民年金保険料を追納するため納付書の作成が可能であった免除期間は、すべて追納された記録が残されており、これらの記録は、永住帰国した中国残留邦人等に対する国民年金（老齢基礎年金）の満額支給に至る特例措置の実施状況に対応していることに加え、申立人が郵便局など外部の金融機関を経由して納付した保険料の記録のうち、未加入期間の保険料納付の記録のみを行政側が継続的に誤って処理していたとは考えられないこと、及び申立人が国の特例追納に重複して納付した場合には、当然行われているべき申立期間の保険料の還付がなされていた形跡も見当たらないことなどを踏まえると、当初から申立期間に係る保険料の納付書は作成されていなかったと考えるのが自然である。

ちなみに、申立人は、申立期間を含め、国民年金の加入手続前の国民年金保険料の納付を行政の窓口で相談したとされるメモを提出したが、当該メモには、免除期間の追納保険料の記載のみがあり、未加入期間については保険料の記載が無いことから、追納の相談を行った当時から、申立期間の保険料の納付を全く想定していなかったものと考えられるほか、申立人が昭和 59 年 4 月に国民年金の加入手続を行った後に毎月の保険料とは別に分割納付していたとする過去の保険料についても、免除を受けた期間の保険料は 10 年以内であれば追納することができることから、法定免除とされていた 52 年 10 月から 54 年 2 月までの期間及び 55 年 5 月から 56 年 11 月までの期間について、保険料を追納したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人はさかのぼって納付したとする国民年金保険料の金額については憶^{おぼ}えていないとしており、口頭意見陳述においても新たな証言や納付をうかがわせる事情がなかったことから、申立人が、制度上納付できない申

立期間①及び②の保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3987

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成 2 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成 2 年 10 月まで

私は、60 歳到達直後の昭和 63 年*月に市役所に行き、自ら任意加入の手続きを行い、引き続き国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料については、市役所から送付されてきた納付書により、金融機関で納付していたはずなのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60 歳到達後も国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続きを行った時期については、「引き続き保険料を納付していたと思っていたので昭和 63 年*月としたが、はっきりと自信を持って記憶しているわけではない。」としていることから、加入手続き時の記憶に曖昧な部分があり、加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、市役所から送付されてきた納付書により納付していたと主張しているが、申立人の居住していた市の電算化記録では、申立人は、平成 2 年 11 月に国民年金に任意加入していることから、それ以前の申立期間は国民年金の未加入期間であり、市役所から納付書が送付されることはなかったと考えられる上、申立人が所持している国民年金手帳には、高齢任意加入の資格取得時期が同年同月と記載されていることから、申立人が実際に加入手続きを行ったのはこのころであり、申立期間は未加入期間であったことから、保険料の納付はなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び48年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和48年4月から平成3年3月まで

私と私の妻は、自治会の組長に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料については、毎月集金に来た組長に私又は私の妻が納付した。私の国民年金手帳には、資格取得日が昭和36年4月1日と書かれているので、保険料も同年同月から納付を開始したと思う。その後、同じ市内で何度か転居したが、自治会が変わっても、それぞれの自治会で集金が行われていたので保険料の納付は続いていた。平成3年4月ごろだったと思うが、他市へ転出した。転出先の市で保険料を納付した記憶は無いが、転出する前までは必ず納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は自治会の組長に国民年金の加入を勧められたことを契機として夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料は毎月集金に来た組長に納付しており、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日に昭和36年4月1日と記入されているので、保険料の納付も同年同月から開始したはずであると述べている。しかし、この日は、国民年金の被保険者資格を取得した日であって、加入手続時期にかかわらず、原則として強制加入期間の初日までさかのぼることとされていることから、保険料納付の始期を特定するものではない。

また、申立人の国民年金手帳は昭和40年4月に発行されており、申立人は同年2月以降に国民年金に加入したと推認され、その時点では、当該期

間の国民年金保険料の過半については、集金人には納付できない過年度分であるが、申立人は集金以外の方法で保険料を納付した記憶は無いとしている。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成3年4月ごろに他市へ転出するまでは、継続して集金によって国民年金保険料を納付していたはずであると述べている。しかし、この説明は、同年同月ごろに転入したとする市に、それ以前の昭和52年から63年にかけて居住したことが住民票などによって確認できることと一致せず、申立人の申立期間当時の住所地に関する記憶が誤っている可能性は否定できない。

また、上記昭和52年に転入したと推認される市の国民年金被保険者名簿の「52.11.4 職権転入」、「58.1.4 不在」などの記載からは、申立人が国民年金に関する諸手続を適切に行っていなかったことがうかがわれ、申立人自身も、自治会の組長の勧めで国民年金の加入手続を行ったとする市において集金によって国民年金保険料を納付した記憶以外には、保険料を納付した記憶は無いと述べており、少なくとも申立期間のうち約10年間についての保険料の納付状況が不明である。

- 3 申立人は、国民年金保険料の納付義務期間や老齢基礎年金の支給開始時期などについて知らなかったと述べており、この供述からは申立人の国民年金に関する意識や保険料の納付意欲の高さをうかがうことは難しい。

また、申立期間は22年間の長期にわたり、当該期間の国民年金保険料を納付したとしながら、70歳を過ぎても年金の支給開始時期の確認さえ行っていないのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人の妻も申立期間の保険料については未納とされている。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間及び48年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和48年4月から平成3年3月まで

私と私の夫は、自治会の組長に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料については、毎月集金に来た組長に私又は私の夫が納付した。私の夫の国民年金手帳には、資格取得日が昭和36年4月1日と書かれているので、保険料も同年同月から納付を開始したと思う。その後、同じ市内で何度か転居したが、自治会が変わっても、それぞれの自治会で集金が行われていたので保険料の納付は続けていた。平成3年4月ごろだったと思うが、他市へ転出した。転出先の市で保険料を納付した記憶は無いが、転出する前までは必ず納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は自治会の組長に国民年金の加入を勧められたことを契機として夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料は毎月集金に来た組長に納付しており、申立人の夫の所持する国民年金手帳の資格取得日に昭和36年4月1日と記入されているので、保険料の納付も同年同月から開始したはずであると述べている。しかし、この日は、国民年金の被保険者資格を取得した日であって、加入手続時期にかかわらず、原則として強制加入期間の初日までさかのぼることとされていることから、保険料納付の始期を特定するものではない。

また、申立人自身は国民年金手帳を所持していないが、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されている申立人の夫の国民年金手帳は昭

和 40 年 4 月に発行されており、申立人は同年 2 月以降に国民年金に加入したと推認され、その時点では、当該期間の国民年金保険料の過半については、集金人には納付できない過年度分であるが、申立人は集金以外の方法で保険料を納付した記憶は無いとしている。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成 3 年 4 月ごろに他市へ転出するまでは、継続して集金によって国民年金保険料を納付していたはずであると述べている。しかし、この説明は、同年同月ごろに転入したとする市に、それ以前の昭和 52 年から 63 年にかけて居住したことが住民票などによって確認できることと一致せず、申立人の申立期間当時の住所地に関する記憶が誤っている可能性は否定できない。

また、上記昭和 52 年に転入したと推認される市の国民年金被保険者名簿の「52.11.4 職権転入」、「58.1.4 不在」などの記載からは、申立人が国民年金に関する諸手続を適切に行っていなかったことがうかがわれ、申立人自身も、自治会の組長の勧めで国民年金の加入手続を行ったとする市において集金によって国民年金保険料を納付した記憶以外には、保険料を納付した記憶は無いと述べており、少なくとも申立期間のうち約 10 年間についての保険料の納付状況が不明である。

- 3 申立人は、国民年金保険料の納付義務期間や老齢基礎年金の支給開始時期などについて知らなかったと述べており、この供述からは申立人の国民年金に関する意識や保険料の納付意欲の高さをうかがうことは難しい。

また、申立期間は 22 年間の長期にわたり、当該期間の国民年金保険料を納付したとしながら、70 歳を過ぎても年金の支給開始時期の確認さえ行っていないのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人の夫も申立期間の保険料については未納とされている。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から47年4月まで

私は、昭和47年5月に、父親から勧められたため、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、国民年金の加入手続を行った際に、その場で、20歳までさかのぼってまとめて納付したはずであるので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年5月に市役所で国民年金の加入手続を行った際に、その場で、国民年金保険料を20歳までさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、この時期は第1回特例納付の実施期間中ではあるものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年8月ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が、第1回特例納付により、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとは考え難い。

また、申立人の特殊台帳から、申立期間直後の昭和47年5月から同年12月までの国民年金保険料が第2回特例納付により納付されていることが確認できるが、申立人は、20歳までさかのぼってまとめて納付した保険料の金額を憶^{おぼ}えていないとしている上、申立期間は、オンライン記録上国民年金の未加入期間であることから、第2回特例納付によっても保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年12月までの期間及び42年12月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から同年12月まで
② 昭和42年12月から49年3月まで

私は、昭和36年2月ごろ、市役所で転入と国民年金加入の手続きを行い、集金人に国民年金保険料を納付し、37年2月に結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人にはこれまで二つの国民年金手帳記号番号が払い出されているが、先に払い出された手帳記号番号の前の番号の任意加入者の資格取得日からみて、申立人が最初に国民年金の加入手続きを行った時期は、昭和38年1月以降であると推認され、申立人の当時の国民年金被保険者名簿にも、資格取得日が38年1月1日と記入されていることから、それより前は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができないため、現に納付済みとされている同年同月から納付を開始したと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和36年2月ごろ、現在居住している住所地において、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、同住所地への申立人の転入は、住民基本台帳によると37年3月となっており、それより以前には加入手続きを行うことができず、申立内容は不合理である。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和55年6月に申立期間直前の

41年4月から42年11月までの国民年金保険料を、第3回特例納付により納付していることが確認できるが、申立人は、その時点で未納となっていた保険料を納付しなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても、年金の受給資格期間を満たさないことから、その期間を満たすために必要な月数を考慮し、41年4月から42年11月までの保険料をさかのぼって特例納付をしたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について一緒に納付したとするその妻についても、申立人と同様に申立期間の保険料が未納となっている。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3992

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

昭和36年6月か同年7月ごろ、自宅を訪れた市役所の職員に勧められて、私が、夫の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、自宅に来ていた集金人に納付していた。私は、集金人からシール状の印紙のようなものを購入し、国民年金手帳に貼っていた。申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和36年6月か同年7月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その妻が自宅に来ていた集金人に納付し、その際、集金人からシール状の印紙のようなものを購入し、国民年金手帳に貼っていたと主張しているが、申立期間当時その妻が居住していた市では、国民年金手帳を被保険者から預かり一括管理していたこと、及び集金人は保険料を徴収する際領収書を交付していたことが確認できることから、申立人の妻の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年1月ごろに払い出されており、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から50年2月までの期間及び同年3月から52年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から50年2月まで
② 昭和50年3月から52年8月まで

私が20歳になったころ、私の父親及び祖父母に勧められて、誰が行ったかは憶^{おぼ}えていないが、役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私の父親が母親及び同居していた叔母の保険料と一緒に集金人に納付したはずである。申立期間②については、私が昭和50年3月に結婚した後にも続けて保険料を納付したはずである。申立期間①について母親及び叔母は納付済みとされており、私だけが未加入で保険料を納付していないとされていること、及び申立期間②が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和44年ごろに国民年金の加入手続を行った後、国民年金手帳が送付されてきたと主張しているが、申立人の所持する同手帳の様式は、49年11月以降に発行されたものであり、44年ごろに別の国民年金手帳が発行された形跡はうかがわれないことから、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、その父親が納付したと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする父親は既に他界していることから、当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間②については、昭和50年3月に結婚した後にも、続けて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は保険料納

付についての記憶が曖昧^{あいまい}であることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間①及び②について、申立人の国民年金被保険者名簿及び年金手帳によると、申立人は昭和 52 年 9 月 7 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間については未加入期間であるため、国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立期間を通じて同一地域に居住していた申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 48 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月から 48 年 2 月まで

私は、20 歳になったころ、母親から国民年金の加入を勧められ、母親が私の加入手続を市役所で行った。国民年金保険料については、母親が郵便局で納付していた。母親が私の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 48 年 3 月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、その時点では、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月及び同年6月

私は、会社を退職した後の平成12年5月ごろに、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が切替手続きの際に区役所で納付したにもかかわらず、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年5月ごろに国民年金の加入手続きを行い、加入手続きの際に申立期間の国民年金保険料をその場で納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳では、申立期間当時、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した形跡が見受けられない上、オンライン記録では、申立人に対して、14年2月に国民年金の加入手続きを勧奨する通知が送付されていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から7年3月まで

私の国民年金について、亡くなった私の母親が加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付をしてきていたはずである。母親は既に亡くなっており、詳細は不明である。母親が亡くなってからは父親が年金手帳等を引き継いだ。申立期間の加入手続及び保険料の納付は、亡くなった母親が行っているはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人はその母親が平成6年*月に亡くなった後、申立人の父親が申立人の年金手帳を引き継いだ上、申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その父親は保険料を支払った記憶が無いと述べている。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらないことに加え、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年12月まで

私は、昭和50年ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続後の昭和50年の春、あるいは秋に、区役所で係の職員から「2年間さかのぼって支払える。」と聞き、その2年分を納付した。その様子を見ていた隣の席の年配の職員から、さらに「今年度中であれば、その前の未払いの分もさかのぼって支払可能です。」と聞き、今まで納付していなかった申立期間の保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後の昭和50年の春、あるいは秋に、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、納付時期に関しての申立内容に変遷があり、その記憶が曖昧で、申立期間の設定が不自然である上、申立期間以外にも国民年金の未加入期間及び保険料の未納となっている期間が散見される。

また、申立人が主張する納付時期において、申立人が納付したとする金額と、実際にその時期から過年度納付及び特例納付により納付した場合の国民年金保険料額とは一致しない。

さらに、申立人は申立期間のうち、昭和45年4月から46年12月までの期間について、特例納付により国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該期間より前の期間にも未納とされている期間があるにもかかわらず、先に経過した期間の分を納付するのではなく、当該期間のみを納付するのは、特例納付の方法としては不自然である。

加えて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 50 年 2 月であると推認されるが、申立人の記録は、49 年 1 月以降の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、50 年 2 月に国民年金の加入手続を行った後、申立人がさかのぼって納付したとする 2 年分の保険料を 49 年 1 月から納付したと考えるのが自然である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3998

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 2 月まで

私は、申立期間当時、短期大学生であったため、国民年金の加入は任意であったが、年金を大切に思っていた母親は、私が 20 歳になると同時に区役所で加入手続を行った。国民年金保険料については、納付金額及び納付時期は定かではないが、私は、母親から私の就職が決まるまでは両親と私の 3 人分の保険料を払い続けていたと聞いており、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は保険料の納付期間及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 62 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 8 月に払い出されていることが確認でき、申立期間は未加入で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年3月まで

私は、申立期間当時は学生で一人暮らしをしていたが、実家の母親から、国民年金は20歳から加入しておいた方が良いと言われていたので、母親が実家近くの区役所で私の国民年金の加入手続きをしたはずである。国民年金保険料については、自宅に届いた納付書を実家の母親に送付し、母親が実家付近の金融機関の支店で兄の分と一緒に納付していた。兄の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私のみ申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年11月ごろにその母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとするその母親は、加入手続きの時期、年金手帳の交付及び保険料の納付金額等の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を兄妹二人分納付してきたと主張しているが、その母親が所持している平成7年分の源泉徴収票に記載されている保険料額は、同年1月から同年7月までの一人分の保険料額と一致しており、申立人の兄は当該期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人に係る申立期間のうちの同年1月から同年3月までの保険料は、同源泉徴収票の記載保険料額には含まれていない。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年

金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4000

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から55年10月まで

私は、18歳になったときから家業を手伝っており、20歳になったときに、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。国民年金保険料については、私が母親にお金を渡し、母親が家族の分の保険料をまとめて集金人に納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったとき、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、その母親が家族全員分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の兄及び父親は未加入又は未納となっている上、申立人についても国民年金に未加入とされていることから、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は106か月に及び、かつ、二つの異なる行政地域に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4001

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から55年10月まで

私は、20歳になる前から家業を手伝っており、20歳になったときに、私の母親が自宅に来た集金人に私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私の母親が家族の分の保険料をまとめて集金人に納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったとき、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、その母親が家族全員分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の弟及び父親は未加入又は未納となっている上、申立人についても国民年金に未加入とされていることから、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は171か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4002

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から42年3月まで

私は、昭和41年3月に会社を退職し、A所へ入所したことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、納付場所、納付方法及び納付金額はよく憶^{おぼ}えていないが、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職してA所へ入所した昭和41年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、保険料の納付についても、納付場所、納付方法及び納付金額を憶^{おぼ}えていないなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録では、申立人が国民年金に加入した記録は確認できないことから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4003

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 50 年 3 月まで

私の夫は、会社を退職した後の昭和 43 年 3 月か同年 4 月ごろに、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が自宅に来た集金人に夫婦二人分を納付し、その際、横長の領収書を受け取ったことを覚えている。

私は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 43 年ごろに区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする夫は既に他界していることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳の様式は昭和 49 年 11 月以降に発行されていたものであることから申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後、自宅に来た集金人に毎月夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和 50 年 10 月ごろに付与されていることが推認でき、その時点で申立期間の保険料を集金人に現年度納付することは不可能である上、申立人は、申立期間の前後を通じて同一地域に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人の夫も、申立期間の大半の期間について、国民年金保険料が未納となっていることが確認できる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4004

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から47年2月まで

私は、長女を出産した3か月後の昭和39年*月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、3か月に1度程度、区役所で納付書により納付していた。申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、3か月に1度程度、区役所で納付書により納付していたと主張しているが、申立期間当時申立人が居住していた区において、納付書により保険料が収納されるようになったのは、昭和43年4月以降であることが確認できることから、申立内容は不自然である。

また、申立人は、長女を出産した3か月後の昭和39年*月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、加入手続を行った当時の記憶が曖昧である上、申立期間当時申立人が居住していた区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から同年6月までの期間及び54年6月から55年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から同年6月まで
② 昭和54年6月から55年1月まで

私は、昭和43年ごろに、勤めていた会社を退職したと同時に、次の会社に就職しており、申立期間①は、その会社で給与天引きにより、厚生年金保険料又は国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、当該期間が未加入になっていることに納得がいかないので調べてほしい。

また、昭和54年6月に、勤めていた会社を希望退職した後、老後に不安があったので、すぐに妻が私の国民年金の加入手続を区役所で行い、その後同区役所の窓口で国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、申立期間②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和43年ごろに、勤めていた会社を退職したと同時に、次の会社に就職し、その会社が、厚生年金保険料又は国民年金保険料を給与天引きしたと述べているが、申立人自身が国民年金の加入手続を行った^{おぼ}憶えはなく、天引きされていたのが厚生年金保険料なのか国民年金保険料なのか分からないなど記憶が曖昧^{あいまい}であることから、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付方法については不明である。

また、申立期間②について、昭和54年6月ごろ、その妻が国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは62年2月ごろと推認されることから、申立内容と一致しない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付を行ったとするその妻は、加入手続時期及び保険料納付についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 46 年 7 月 20 日まで
申立期間は、A社（現在は、B社）に正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録から、申立期間のうち昭和45年9月7日から46年1月30日までの期間について、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、申立人に係る資料が無いため、厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

また、申立期間にA社に勤務していた複数の者に対する照会結果においても、申立人を知る者がいない上、申立人は同僚について姓のみ記憶しているため、同僚を特定できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立期間当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も見られない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 5 日
② 平成 16 年 12 月 29 日
③ 平成 18 年 8 月 25 日

A社では、夏と冬に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されている。しかし、厚生年金保険の記録によると、平成 16 年 8 月、同年 12 月及び 18 年 8 月の賞与の記録が無い。厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給料明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料明細書において、申立人は、いずれの申立期間についても、標準賞与額 47 万円に相当する厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A社の社会保険関係の手続を受託していたとするB協会は、「賞与支払届の控えは無いが、当時のメモが残っており、いずれの申立期間についても、同社から、被保険者3名のうち2名に賞与を支払った旨の連絡を受け、2名についてのみ届出を行っていた。」と回答しているところ、当該メモで確認できる賞与の支給合計額は、申立人を除く2名に支払われた賞与額と一致している。

また、A社が保管する保険料納入告知額・領収済額通知書によると、いずれの申立期間についても、申立人を除く2名に支払った賞与額に相当する厚生年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立人は、いずれの申立期間についても、A社の代表取締役であったことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、いずれの申立期間についても、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月ごろから 62 年 8 月ごろまで
私は、昭和 59 年 5 月ごろから 62 年 8 月ごろまで、A社B店でC業務を担当していたが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が全く無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B店に勤務していた同僚の証言から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の元社員から、当時、申立人は健康保険及び厚生年金保険の被扶養者になっていたはずだとの証言があるところ、申立人の夫が加入している健康保険組合の被保険者記録において、申立期間のすべてにおいて、申立人は、夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 1 日から 39 年 8 月 5 日まで
送られて来たねんきん特別便の記録では、A社に勤めていた期間のうち昭和 36 年 12 月 1 日から 39 年 8 月 5 日までの期間の記録が抜けているので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得日は昭和39年8月5日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、申立期間において厚生年金保険の手続を担当していた者を含む同僚 16 名に照会したところ、そのうち複数の者から、その記憶する入社日と資格取得日が一致しない旨の供述があった。

さらに、上記の複数の者は、「資格取得前の期間に、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは記憶に無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月から 24 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 21 年 8 月から 25 年 3 月まで A 社 B 支店に勤務していたが、21 年 8 月から 24 年 3 月 1 日までの期間、厚生年金保険の被保険者となっていないことから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した履歴書及び同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A 社 B 支店は、昭和 24 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号の払出日は、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和 24 年 3 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人を記憶しており、厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同日である同僚は、「昭和 23 年 6 月に入社したが、私より先に入社した先輩 2 名にも確認した結果、両名とも私と同じ資格取得日となっていることから、その時点で在職者全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得したと思う。それ以前には保険料は給与から控除されていなかったと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年2月1日まで
私は、昭和21年4月にA社B支社（現在は、C社）に予備船員として入社し、陸上勤務をしていた。
しかし、申立期間に船員保険の被保険者記録が無いので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から人事記録として提出された申立人の賃金カードによると、採用年月日は昭和22年2月1日と記載されているが、その下欄に「昭和21年4月29日予備船員」と記載されていることから、申立人が同日からA社に勤務していたことは認められる。

しかし、船員保険法では、「船員法に規定する船員として船舶所有者に使用される者が被保険者になる。」と定義されている。そこで、船員法における船員の規定をみると、船員とは、「日本船舶等に乗組む船長及び海員並びに予備船員をいう。」としており、また、予備船員とは、「前記の日本船舶等に乗組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者をいう。」と定義されているところ、申立人は、申立期間は乗船予定の船舶は決まっていなかったと述べており、予備船員としてA社に入社し陸上勤務をしていたと供述する同僚も、当時、同社において、採用後から予備船員という雇用形態で勤務していた期間は、正式に事務員に採用されるまでの試用期間のようなものだったと思うと供述していることから、申立人は、当該期間において、船員法が規定する予備船員ではなかったと考えるのが妥当である。

また、申立人は、A社において昭和22年2月1日に厚生年金保険の被

保険者資格を取得しているが、申立人と同様に同日より前から同社に予備船員として入社し、陸上勤務をしていたと供述している複数の同僚においても、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同日より前に船員保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月ごろから 39 年 9 月ごろまで
私は、昭和 38 年 7 月ごろから 39 年 9 月ごろまで、F 区にある A 社又は B 社に、寮に住み込みで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社又は B 社に勤務していたと述べている。しかし、オンライン記録において、A 社及び B 社を検索したところ、該当する事業所は無く、また、それぞれの事業所について、管轄する法務局に商業登記の記録が確認できない。

また、申立人の申立てに係る事業所の名称及び所在地に関する記憶が曖昧であるため、申立人の供述に最も類似した事業所である C 社（申立期間当時は、D 社）に照会したものの、当時の資料は無く、D 社の元従業員に聴取したが、申立人を記憶する者はいなかった。

さらに、申立人の供述に似た E という名称を持つ 22 の事業所（上述の C 社を除く。）について調査したものの、同業種の事業所は確認ができなかった。

加えて、申立人は 3 名の同僚の姓しか記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月16日から同年9月20日まで
私は、昭和31年6月から32年9月までA社（現在は、B社）に勤務し、10名ぐらいのグループで仕事をしていた。それにもかかわらず、同年4月から同年9月までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年9月までA社に勤務していたと主張しているが、B社に保管されている「退職者名簿」に記載されている申立人の「退社年月日」欄には、同年4月15日と記載されているところ、オンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年4月16日となっており、これらの記録は一致している。

また、複数の同僚に照会したところ、申立人がA社に勤務していたことは記憶しているが、申立人の退職時期まで記憶している者はおらず、申立期間に同社に勤務していたとする証言は得られなかった。

さらに、申立人は、A社の関連企業であるC社の名を挙げ、「A社に在職中、C社に社名が変更となったかもしれない。」としているところ、B社は、「申立期間当時に社名を変更した事実はない。」と回答している上、Dグループの会社沿革を確認しても、申立期間当時にA社及びC社は同時に存在している。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 22 日から同年 8 月 1 日まで
申立期間は、A社に正社員として勤務し、同社での名刺を持っているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと述べているが、同社は、申立人の在職期間は平成 8 年 7 月 5 日から同年 7 月 19 日までの期間であると回答している。

また、平成 8 年 7 月 26 日にA社に入社した者は、自身の入社日の時点で申立人は在職していなかったと述べている。

さらに、A社は申立人の社会保険の手続きは行っていないとしており、同社の申立期間当時の総務担当者は、「同社では、新入社員については入社して2週間程度経過した後に資格取得の手続きを行っていた。申立人は入社して1週間程度で入社しなくなり、その後退職する旨の連絡を受けた。結果的に、勤務期間が短くなったため、資格取得の手続きはしておらず、厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 2 月 1 日から 45 年 2 月 28 日までの期間、A 社（現在は、B 社）の下請の C 社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社における仕事の内容を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、C 社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録から、C 社と類似する名称の 3 社の存在を確認できたが、それぞれの事業所の所在地は、申立人の記憶している同社の所在地と異なっている上、2 社は申立期間において適用事業所となっておらず、1 社は、申立人が述べている事業を行っていなかったと回答している。

さらに、B 社は、「申立期間当時から現在に至るまで、グループ内で業務を行っており、下請の事業所は無い。当時の関係資料が無い。」と回答している。

加えて、C 社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録を確認することができず、また、申立人は、同社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者に照会をすることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 60 年 7 月まで
私は、昭和 36 年 11 月にA社に入社し、46 歳になった 60 年 7 月まで勤務していたが、同社が倒産したため退職した。申立期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務状況などの詳細な記憶及び申立人が提出した社員旅行等の写真から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は同社の事業主及び同僚の名前を姓しか記憶していないことから、これらの者から申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、申立期間のうち、昭和47年4月から57年3月までの期間及び59年4月から60年3月までの期間は、オンライン記録において国民年金の申請免除期間となっている。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、脱退手当金を支給済みとの回答だった。脱退手当金の手続を行った覚えは無いし、受領した覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格のある者は59名おり、うち42名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、脱退手当金支給記録がある同僚の3名は、事業所を介して受給したと述べていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和37年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 30 年 5 月 1 日まで

A社は、父が起こした会社で 50 人以上を雇用しており、社会保険に加入していた。事業主である父も加入していたはずなので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男は、A社は申立人が設立した会社であり、社会保険にも加入していたので、同社の事業主であった申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったはずであると主張しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 21 年 5 月 1 日であることから、申立期間のうち、19 年 10 月 1 日から 21 年 4 月 30 日までの期間は、同社は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった時点（昭和 21 年 5 月 1 日）において、同社の事業主であったことが確認できるものの、当該被保険者名簿の被保険者氏名欄に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立人が事業主であったB社において、昭和 30 年 5 月 1 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから、資格取得前の期間における同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても縦覧したが、被保険者氏名欄に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、A社の事業主である申立人は既に死亡しており、当時の厚生年金保険の届出等の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 21 日から 59 年 1 月 17 日まで
私は、A社（現在は、B社）に昭和 58 年 7 月 21 日から 59 年 9 月 20 日まで勤務していた。

しかし、A社に勤務していた期間のうち、昭和 58 年 7 月 21 日から 59 年 1 月 17 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずだ。」と主張している。

しかしながら、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得日は、オンライン記録どおりの昭和 59 年 1 月 17 日と記載されている。

また、A社において社会保険事務に従事したとする者は、「資格取得届を提出する前に、給与から保険料の控除を行うことはなかったはずである。」と述べている。

さらに、申立人の雇用保険における被保険者資格の取得日は、オンライン記録と一致している。

加えて、事業主及び複数の同僚から聴取したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 3 月 18 日まで

私は、昭和 38 年 3 月 25 日から 44 年 4 月 1 日まで A 社において継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、転勤先がある会社でもないのに、昭和 39 年 8 月 1 日に資格を喪失し、41 年 3 月 18 日に再度資格を取得したことになっており、その間の記録が抜けている。申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め、A 社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、当時の同僚は、「私は、申立期間の途中に A 社を退職したが、私が辞めるときに、申立人は既に退職していた。その後、同社に遊びに行ったときに申立人がいた。申立人が、縁あってまた働いている旨の話をしていたことを覚えている。」と証言している。

また、A 社は既に解散しており、当時の人事記録や賃金台帳等を確認することはできない上、複数の同僚に聴取したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない。

このほか、申立期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3551 (事案 2004 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者（労働者年金保険を含む。）として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月2日から同年6月1日まで
② 昭和19年6月1日から同年10月1日まで

私は、昭和19年2月ごろ、A社B工場に入社した。前回、工場に勤務していた労働者であると申し立てたところ、申立てに対する通知文に健康保険被保険者資格取得日が同年3月2日となっていると書いてあったので、今回新たに申立期間①についても申し立てる。当該期間を労働者年金保険被保険者期間と認めてほしい。

また、厚生年金保険被保険者証の資格取得日が昭和19年6月1日となっているので、申立期間②については厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和19年3月2日と記録されているものの、申立人については、労働者年金保険記号番号が記録されておらず、同様に被保険者番号が記録されていない者は、同社において、労働者年金保険の被保険者となっていないことから、申立人は、同日に健康保険の被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、当該期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、自らの業務内容を「Cの管理であった。」と供述していることから、筋肉労働者ではなかったと考えられる。

さらに、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、資格取得

日が昭和 19 年 6 月 1 日と記載されているが、厚生年金保険法においては、資格関係等の規定が同年 6 月 1 日施行、保険給付及び費用の負担に関する規定が同年 10 月 1 日施行であったことから、保険給付及び費用の負担に関する規定の施行前は、厚生年金保険料は徴収しない期間であり、法附則第 73 条の規定により同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までは、厚生年金保険の被保険者期間の計算には算入しない期間とされていることから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 1 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は労働者年金保険被保険者であったことを示す資料として新たに当時の仕事の内容、工場の組織及び配置を記述した文書を提出したが、当該文書では労働者年金保険料の控除を推認できず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

申立期間①については、申立人は、「私の健康保険被保険者資格取得日が昭和 19 年 3 月 2 日となっているので、今回新たに当該期間についても申し立てる。」と述べているが、上述のとおり、当該被保険者名簿の「労働者年金保険の記号番号欄」には、申立人について労働者年金保険被保険者の年金番号が付番されていない。

また、申立人の提出した上記の文書においても、申立人の当該期間における保険料の控除を確認できず、このほかに、申立人の当該期間における保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月から33年10月10日まで
私は、昭和24年8月から33年10月10日まで、兄が経営していた会社の下請のA社で、私の兄弟5人と外部から採用した従業員3人程度と一緒に仕事をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄弟及び従業員から、申立人がA社の工場で仕事を手伝っていた旨の証言があることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和29年9月1日であり、申立期間のうち24年8月から29年9月1日までの期間は、適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人の兄弟は、同社の従業員として働いていたが、給料は毎月会社から受け取っていたと供述しているところ、申立人は、会社から給料を受け取ってはいなかったため、厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からないと述べている。

さらに、A社の従業員であった者は、「申立人はBだったので、申立人の兄弟のように正社員として働くことはできなかったのではないか。」と述べており、これらのことから、厚生年金保険の被保険者となっている兄弟と申立人は、勤務形態が異なっていたことがうかがえる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人が厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 5 月 1 日まで
私は、昭和 63 年 9 月から平成元年 4 月 30 日まで A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。
A 社発行の昭和 63 年分の源泉徴収票に社会保険料控除額が記載されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の同僚の証言により、申立人は、期間を特定することはできないものの同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の申立期間当時における総務担当者は、「申立人は、正社員ではなくアルバイトとして勤務しており、アルバイトは厚生年金保険には、加入させていなかった。」と供述している。

また、申立人は、A 社発行の昭和 63 年分の源泉徴収票を所持しており、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額が記載されているが、当該金額は、前勤務先の C 事務所の標準報酬額から算出した社会保険料額（健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合算額）にほぼ相当する額である上、当時、A 社の給料計算及び社会保険関係の手続を代行していた B 経営管理事務所の所長は、「当時 A 社では、中途入社に従業員に発行する源泉徴収票には、以前勤務していた事業所の源泉徴収額と合算して記載していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該源泉徴収票により、申立人が A 社において、事業主から厚生年金保険料を控除されていたものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月から29年3月まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB事業管理者発行の在籍証明書及びA社が提出した申立人の採用等に関する書類から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は同僚の名前を姓しか記憶していないことから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社の正社員として昭和 54 年 1 月 1 日から平成 13 年 10 月 31 日まで、B職として勤務していた。入社した昭和 54 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日まで6か月間の試用期間があり、試用期間後に給与が増え厚生年金保険料が引かれていたと思う。

試用期間後の申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した当時の辞令、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 11 月 1 日であり、同日より前は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の同僚は、「会社が厚生年金保険に加入した昭和 54 年 11 月 1 日までは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。それまでの間、私は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」と証言している。

さらに、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 6 月 1 日から 24 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 16 年 2 月に A 社 B 工場に入社し、24 年 8 月末日まで勤務していた。同社の社員寮に入り、C 業務を行っていた。戦争終結により事業規模を縮小することになったため、私を含め複数の社員は会社から退職するように言われ、私は退職金を多くもらって退職した。しかし、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないため、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 B 工場の事業規模縮小に伴い、会社から退職を勧奨され、昭和 24 年 8 月末日に退職したと主張している。

しかしながら、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格喪失日は、オンライン記録どおりの昭和 22 年 6 月 1 日となっている。

また、申立人と同日に申立人を除く 46 名が資格を喪失していることが確認でき、そのほかの日付と比較して資格喪失者が集中しており、昭和 24 年 9 月 1 日に資格を喪失している者は存在しない。

さらに、申立人が、社員寮で同室であったとする同僚に照会したものの、申立人より前に退職しており、申立人の勤務期間について具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、A 社は、当時の資料は保管しておらず、申立人の勤務期間は確認できないとしている上、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる供述を得ることができなかった。

このほか、申立期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 10 月 24 日まで
ねんきん定期便によると、A所に臨時職員として勤務していた申立期間の加入記録が無かった。

B市に記録が残っているはずなので、申立期間について、厚生年金保険に加入していたか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所照会回答書、昭和 57 年臨時的任用職員カード及び退職手当計算書から、申立人が、申立期間においてA所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B市は、「申立人は、申立期間において、2か月又は3か月で雇用契約を更新する臨時職員であり、雇用保険にのみに加入し、厚生年金保険及び健康保険には、加入していなかった。」と回答している。

また、上記の職員カードから、雇用保険料のみが給与から控除され、厚生年金保険料は、控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3558 (事案 1265 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 9 月ごろから 27 年 9 月ごろまで
昭和 26 年 9 月から 27 年 9 月までの厚生年金保険の被保険者期間について、被保険者記録照会申立書を社会保険事務所(当時)へ提出したところ、被保険者記録が無い旨の回答を得た。申立てに係る A 社(現在は、B 社)には、C 社 D 局からの出張(派遣)であり、A 社から給与が支給されていた。同社に係る年金台帳に記録が無いとのことであるが、再度調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る申立てについては、B 社から提出された A 社に係る人事関係発令簿に申立人の記録が確認できず、B 社は、「申立人と後任者の勤務形態は違っていただけと考えられる。」としていること、申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにあたり、A 社から給与は支給されていたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。